

土地利用計画平面図

S=1:1000



【凡例】

青線(既存設備): 電柱(●)・支線(→)・電線(—)

赤線(新設設備): 電柱(●)・支線(→)・支柱(—)

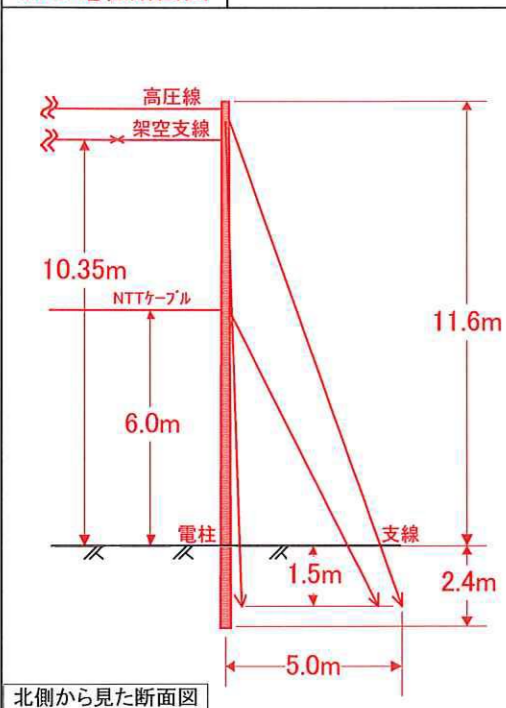
電線(—)・架空支線(⇄)

※電柱番号は仮番号

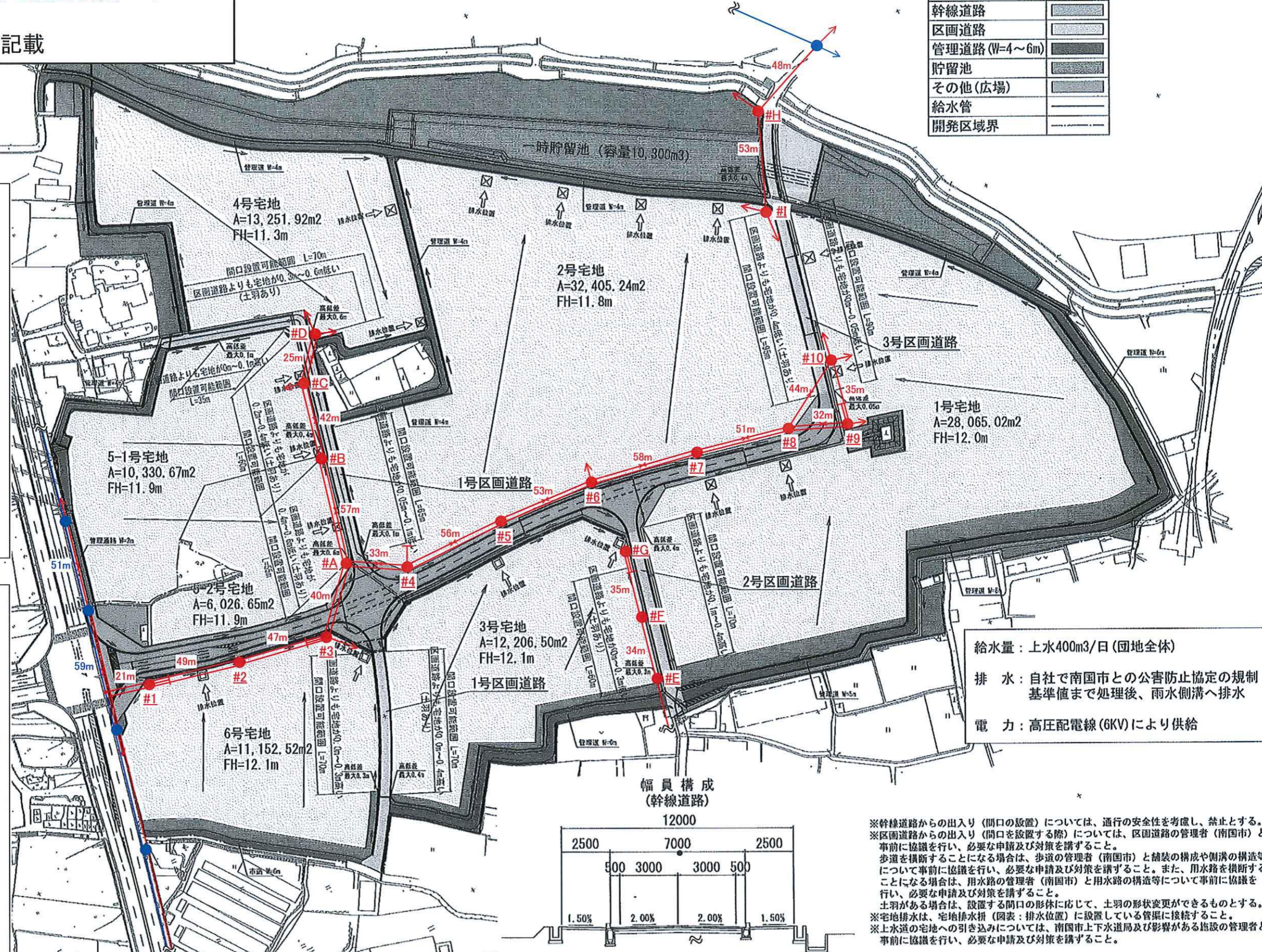
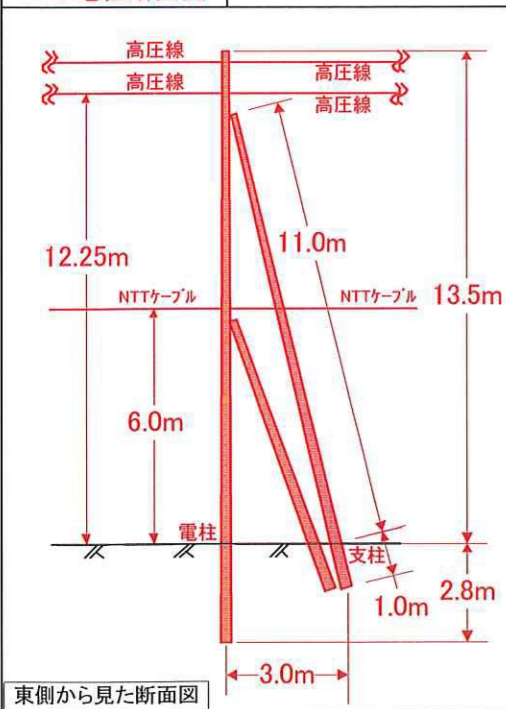
※電柱断面図は、代表例で記載

凡例	
企業用地	[Pattern]
公園用地	[Pattern]
幹線道路	[Pattern]
区画道路	[Pattern]
管理道路(W=4~6m)	[Pattern]
貯留池	[Pattern]
その他(広場)	[Pattern]
給水管	[Symbol]
開発区域界	[Symbol]

#Dの電柱断面図



#1の電柱断面図



給水量: 上水400m³/日(団地全体)

排水: 自社で南国市との公害防止協定の規制基準値まで処理後、雨水側溝へ排水

電力: 高圧配電線(6KV)により供給

※幹線道路からの出入り(間口の設置)については、通行の安全性を考慮し、禁止とする。

※区画道路からの出入り(間口を設置する際)については、区画道路の管理者(南国市)と事前に協議を行い、必要な申請及び対策を講ずること。

歩道を横断することになる場合は、歩道の管理者(南国市)と舗装の構成や側溝の構造等について事前に協議を行い、必要な申請及び対策を講ずること。また、用水路を横断することになる場合は、用水路の管理者(南国市)と用水路の構造等について事前に協議を行い、必要な申請及び対策を講ずること。

土羽がある場合は、設置する間口の形状に依りて、土羽の形状変更ができるものとする。

※宅地排水は、宅地排水槽(図表:排水位置)に設置している管渠に接続すること。

※上水道の宅地への引き込みについては、南国市上下水道局及び影響がある施設の管理者と事前に協議を行い、必要な申請及び対策を講ずること。